



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



法人会 会員の皆さまへ

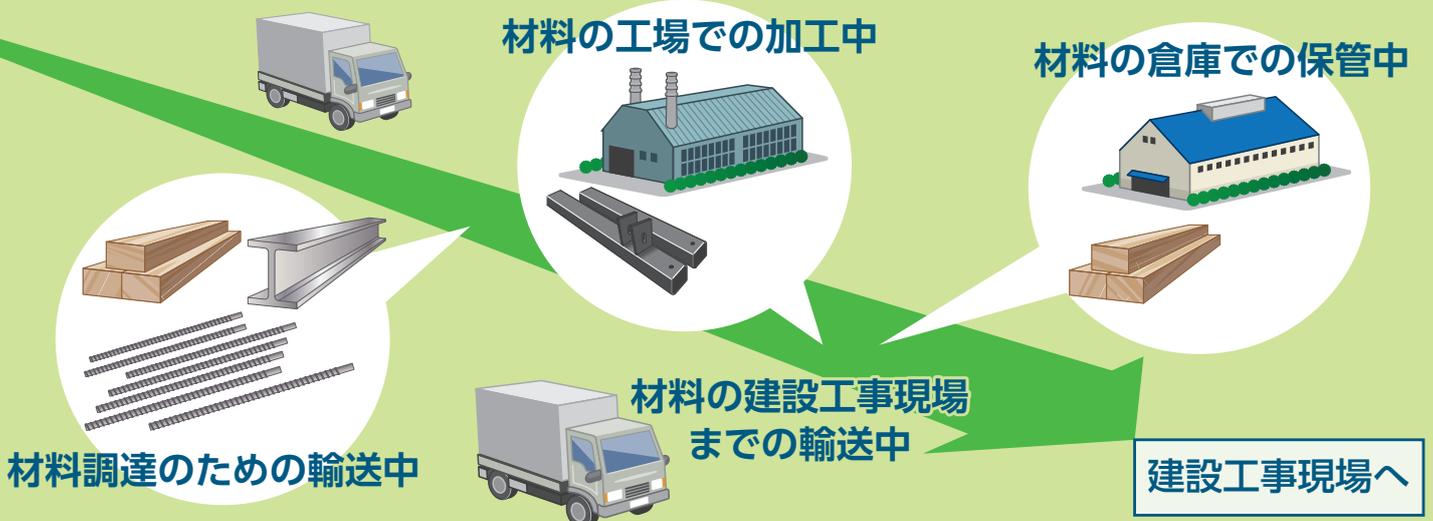
# 国内物流総合運送保険 スペシャルパッケージ

## 建設業の皆さまへ

建設工事の対象物となる材料が現場に搬入されるまでの物流を総合的にお守りします。

**まずは、以下の事項をご確認ください。**

- **建設工事現場まで材料の輸送・搬入作業はありますか？**  
貴社で建設工事現場まで持ち込む材料があるか？ご確認ください。
- **建設工事現場以外に材料を保管する倉庫や加工する工場はありますか？**  
自社で材料の保管・加工、他社に委託しての保管・加工を問わずご確認ください。
- **建設工事現場以外で 保管や輸送する受託貨物がありますか？**  
元請負人・発注者等から支給された材料があるか？ご確認ください。



**材料が建設工事現場に搬入されるまでは様々なリスクが考えられます！**



輸送中の事故で材料を破損



荷卸し中の材料の破損



倉庫火災で材料が焼失



豪雨などによる水没で材料が全損



輸送中の材料の盗難

**さらに！**

オプションをセットすることにより補償範囲を拡大できます。地震・噴火、これらによる津波またはこれらに関係のある火災などの事故も補償することが可能です。



## 基本となる補償

保険の対象(貨物)	保険金をお支払いする主な場合
貴社が所有または管理し、日本国内に所在する商品(原材料・商品・製品・半製品・建設工事の対象物を構成する材料を含みます。) <small>※ただし、この保険で対象とならない貨物、補償条件が制限される貨物(条件制限貨物)があります。</small>	偶然な事故により、貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。たとえば、次のような事故が対象となります。 

※保険金をお支払いできない場合については、パンフレットをご覧ください。

## オプション(特約)でさらに手厚い補償を!

### 1 地震危険担保特別約款

地震・噴火またはこれらによる津波により、基本補償で対象となる貨物が損害を受けた場合、基本補償に従って、実際の損害額をお支払いする特別約款です。  
※保険期間通算の支払限度額を設定します。

### 2 貨紙幣類・有価証券担保特別約款

基本補償で対象とならない、貴社の業務にかかわる貨紙幣類・有価証券について、日本国内における輸送中および貴社の店舗・事務所等における保管中に生じた損害を包括的に補償する特別約款です。  
※1事故支払限度額を設定します。

対象となる貨物

貨紙幣類	貨紙幣、小切手、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、商品券 など
有価証券	株券、手形、国債証券、公・社債券 など

※ただし、この特別約款で対象とならない貨物があります。

## お支払いする主な保険金

貨物等の損害	輸送中・不特定保管場所または輸送中のみ	日本国内における「輸送中」および建設工事現場を除く保管中、加工中に発生した事故により、貨物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。 <small>※さらに手厚い補償が必要な保管場所については、特定保管場所として設定することが可能です。詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</small>	1事故支払限度額 1,000万円から5,000万円
	受託貨物	貴社が第三者から受託している貨物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。 <small>※ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。</small>	1事故支払限度額 1,000万円
費用の損害	残存物取片付け・廃棄費用	損害の発生した貨物の残存物取片付けや廃棄に必要な費用(実費)をお支払いします。	貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額が限度
	臨時費用	臨時に生じる費用をお支払いします。	貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額が限度
	検査費用	貨物の損害の有無を確認するために必要となった費用(実費)をお支払いします。	100万円が限度

※費用保険金は基本契約で補償される損害が発生した場合に、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。

国内物流総合運送保険における費用(残存物取片付け・廃棄費用、臨時費用、検査費用)の損害については、同一の損害を補償する他の保険契約があり、かつ、保険契約が弊社の場合、それらの費用の損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

# AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
 03-6848-8500  
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは